

「第8回新型コロナウイルス感染症対策本部」

日時：令和2年3月24日（火）午前9時～

場所：庁議室

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

新型コロナウイルス感染症対策本部（第22回）

日時：令和2年3月23日（月）

12時00分～12時10分

場所：院内 大臣室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

資料1

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月23日(月)
厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について(令和2年3月22日18時時点)

	中国	香港	マカオ	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	豪州	米国	カナダ	フランス	ドイツ	韓国	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド	アメリカ	インド	イタリア	英国	ロシア	ウエーデン	スペイン	
感染者数	81051	273	19	1089	8897	153	432	1	411	91	1030	872	25493	1048	14450	16662	83	77	158	290	307	244	53678	5016	293	1746	25196	
死亡者数	8261	4	41	104	2	2	1	1	1	8	7	307	13	952	46			2	19	5	4829	239		20	1361			
ベルギー	2815	291	20510	883	287	176	306	32	24	214	189	2814	6113	206	1128	49	646	86	496	1926	367	1418	306	3591	144	83	22	
死亡者数	67	10	1556	1	4	1	1			17	15	8	96	1	18		3		8	7		13		136	20	1		
アイスランド	473	63	76	52	203	481	484	11	506	663	904	160	112	250	88	1240	124	47	292	83	163	254	47	96	60	103	97	
死亡者数	1	1		2		5		7	3				36		12				4		9	2		1	4			
ポーランド	425	383	47	93	240	10	2	27	16	171	178	1	196	318	117	79	18	28	80	163	19	69	84	76	64	1	10	
死亡者数	5	1								1			3	2					3					2		1		
パナマ	200	19	24	29	16	947	14	7					21	49														7
死亡者数	1				1	21							1															
セントルシア	2	17	1	3	4	2	2	3	1	3	13	6	6	6	3	6	2	1	2	4	14	6	14	2	1	1	12	1
死亡者数																												
エルサルバドル	3	1	2	1	3	2	2	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
死亡者数				1																								8

※1のうち126例は重症状態回復者(症状はないが、検査が陽性となった者)

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者数に計上。

新型コロナウイルス感染症に関する入退院の状況

【国内事例】

3月22日（日）18時時点

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
1089 (+43)	763 (+25) 重症→軽～中等症になった者 19	285 (+13)	41 (+5)

【クルーズ船事例】

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
672	77 (-13) 重症→軽～中等症になった者 30	587 (+13)	8

【総計】

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
1761 (+43)	840 (+12) 重症→軽～中等症になった者 49	872 (+26)	49 (+5)

- (注) 1 【国内事例】には、空港検疫で確認されたPCR検査陽性者17名を含む。
 2 【クルーズ船事例】にはチャーター便帰国した者(40名)は含めない。
 3 【クルーズ船事例】には藤田岡崎医療センター分を含む。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】

※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月22日18時時点

	PCR検査 陽性者	うち無 症状者					うち有症状者								PCR検査 実施人数	
		うち退 院した 者	うち入院 治療を 要する者	うち入院 中の者		うち退 院した 者	うち入院 治療を 要する者	うち軽～ 中等症の 者	うち人工呼吸 器又は集中治 療室に入院し ている者※3	うち 確認中	うち入 院待 機中 の者	うち死 亡者	症状 有無 確認 中			
				うち入 院中 の者	うち入 院待 機中 の者											
国内事例 (チャーター便帰国 者を除く)	1057※1 (+42)	110 (+5)	34 (+1)	74 (+3)	69 (+3)	5	944 (+37)	236 (+12)	669 (+21)	423 (+23)	54 (-3)	187 (+4)	5 (-3)	41 (+5)	3	18,322 (+96)
空港検疫	17 (+1)	12	0	12	11 (+1)	1 (-1)	5 (+1)	0	5 (+1)	5 (+1)	0	0	0	0	0	1,189 (+16)
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確 認)	15	4	4	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	829
合計	1,089※2 (+43)	126 (+5)	38 (+1)	86 (+3)	80 (+4)	6 (-1)	960 (+38)	247 (+12)	674 (+22)	428 (+24)	54 (-3)	187 (+4)	5 (-3)	41 (+5)	3	20,340 (+112)

※1 うち日本国籍の者781人（これ以外に国籍確認中の者がいる。）

※2 海外移入が疑われる事例が146例

※3 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は19名

【上陸前事例】

※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月22日18時時点

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治 療室に入院している者 ※7	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人)※4	712※5 【331】	587 (+13)※6	12	8※8

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※5 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。

国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。※6 退院等している者587名のうち有症状310名、無症状277名。チャーター便で帰国した者を除く。

※7 30名が重症から軽～中等症へ改善(うち8名は退院) ※8 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

3/22(日)
17時時点

新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来等	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件 (H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335 (H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	47都道府県、1,026施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 232,554件 (2/3～3/21) ※前日比368件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 10,465件 (2/1～3/21) ※前日比53件増加	東京都：8,712件 (1/29～2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府：5,174件 (1/29～2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県：2,272件 (2/4～2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県：1,067件 (2/4～2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 ・全都道府県が24時間土日も対応可能である(各ホームページ上でも公表)。 ・2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,026施設のうち感染症指定医療機関は409施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用回線を設置している都道府県は神奈川県を含め22都道府県。 ・都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

水際対策強化に係る新たな措置

(検疫の強化)

米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請する。

本措置は、3月26日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

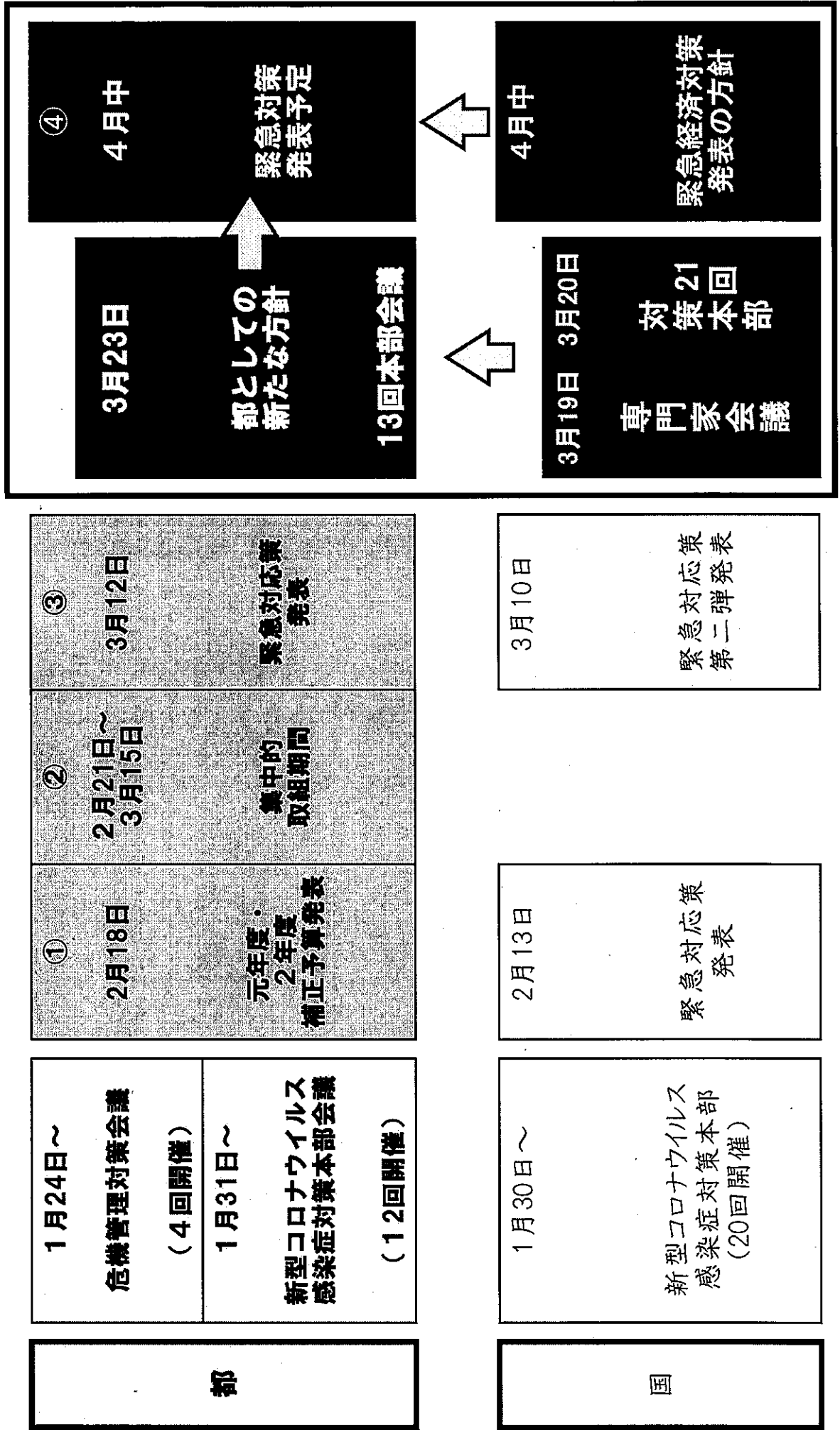
第13回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年3月23日（月）10時50分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言（対応方針）
- 3 各局発言
- 4 専門家発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

この間の都と国の新型コロナウイルス対策の概要



区分	都の対応方針
<p>医療提供体制の整備</p>	<p>検査体制：最大340件/日まで可能とする、医療機関でも開始 外来診療体制：新型コロナウイルス外来を77所まで拡大 入院医療体制：段階的に整備 重症等病床100～700床 中等症一般病床300～3,300床 軽症は一般病床（今後、軽症患者への対応が変更された場合、自宅が宿泊施設等における療養を検討） 調整本部の設置：患者の受入医療機関を調整 オンライン医療相談・診療の推進に向け、都医師会等と協議 人権への配慮、風評被害の防止</p>
<p>学校について</p>	<p>休校中の3週間で、学校に起因する感染者は都内で出で出で、正しい手洗い、換気、清掃などの、休校前の学校での感染予防策は事実上効果を挙げている</p> <p>①家庭との連携の強化②換気、密集、近距離の会話という感染リスクの低減③感染者発生時の対応への備えを行う</p> <p>感染状況に注意し、感染予防措置を講じた上で、入学式の実施と新学期の開始を目指して準備するよう都立学校に通知し、区市町村にも知らせる 国のガイドラインが近く発表されることを踏まえ、3月26日を目途に改めて都として感染予防の指針を発表</p>

区分	都の対応
<p>大規模イベント等 について</p>	<p>都内では現時点で感染者が急増する状況には至っていないものの、首都東京で大規模クラスターが起きると全国に波及するため、引き続き重要な局面イベントの開催に伴う感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、国の方針や専門家の意見を踏まえ、4月12日までの間、現在の対応方針を継続</p>
<p>経済認識 について</p>	<p>直近四半期のGDP成長率がマイナスの中、新型コロナウイルスは、経済・産業全般にわたって甚大な影響を及ぼし、株価が急落の一途を辿っている 観光業や飲食業など幅広い業態で売上が大幅減少し、中国工場の操業停止によるサプライチェーンへの影響が懸念され、経済全体に深刻な影響をもたらしている。こうした情勢を踏まえ、 ①都民生活と中小企業の活動を支えるセーフティネット ②経済の下支えと景気浮揚を見据えた大胆な施策の実行 ③社会構造の変化につなげ、将来の飛躍を目指す取り組みへの布石 <small>が重要な視点</small></p>
<p>今後について</p>	<p>国が緊急経済対策を策定するという方針も踏まえ、専門家の意見や、厳しい状況に直面する切実な声などをしっかりと受け止めつつ、今後の状況に適切に対応し、速やかに為すべき方策には予備費などを活用して対応するとともに、次なる都としての本格的な緊急対策(第四弾)を、4月中を目途に発表する予定</p>

入都式の規模縮小

- ・新入職員代表のみによる式典の開催
- ・知事訓示等の動画配信

集合形式による新任研修の中止

- ・新入職員に対する中央研修を中止し、e-ラーニングやテキストの配布により実施

東京都立大学における休講等

- ① 大学の休講（ゴールデンウイーク終了まで）
- ② サークル活動の自粛要請
- ③ キャンパスへの立ち入り禁止
- ④ 留学生・地方からの入学生の東京への転入の自粛要請

新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家との意見交換会（要約）

令和2年3月21日（土曜日）

論点1 基本的な考え方

【現状】

- 2月下旬から大規模イベントの自粛、さらにクラスター対策を行うことでオーバーシュートをしないで済んでいる。
- しかし、海外の状況が悪化し帰国者の感染者が増加。
- 東京都は、今までの対策を3週間継続して実行していく必要がある。

【学校】

- 学校の休校については、明確なエビデンスはない。
- 大学については、新学期に地方から東京に人が集まることはリスクがある。4月の開校を遅らせることを統一してやっていただくとよい。

【帰国者】

- 検疫ではすべての感染者がみつからない。確実なトレース・把握が重要。

論点2 重症者を優先する医療提供体制の確保

【検査】

- 抗体検査キットの活用は、東京都として整理が必要。
- 抗体検査とPCR検査にはそれぞれ長所と短所があり、若年層クラスターなど優先順位をつけて検査していくことが重要。

【外来】

- 患者さんにとってかかりつけ医が一番安心。保健所の負担も軽減できる。

【入院】

- 公立病院に先頭に立っていただくことは重要であるが、民間病院を含め東京都として早急に入院病床の確保を進める必要がある。
- 現時点では法律上、陽性者は自宅で経過観察することはできない。今後、どのように段階を移行していくかは考えておかなければならない。

【治療薬・ワクチン】

- ワクチンができるのは、1年半から2年かかる。
- 治療薬については、慎重に開発を進める必要がある。

論点3 情報提供

- 大学生から40代くらいまでの行動制限が必要なのではないか。
- 若者の中から発信する仕掛けが必要。
- 他の自治体とのリスク情報の共有がクラスター抑制のためには重要。
- 近隣の埼玉県や千葉県の方々にも情報発信し、共有することが必要

新型コロナウイルス感染症による経済への影響に関するヒアリング（3月21日実施）

みずほ総合研究所経済調査部長 太田智之 様

<経済・産業・金融への影響>

見えない不安・未知への恐怖が経済活動を下押し

○ 深さ（どれだけ落ちるのか）

・自粛ムードの高まりなどによる国内需要の落ち込みや生産活動の停滞

○ 長さ（いつまで続くのか）

・感染拡大防止策とのトレードオフ（強力な対策をとれば収束までの期間は短い）

○ 広がり（どこまで波及するのか）

・資産価格の急落や調達金利の急上昇（＝信用収縮）、雇用調整や貸金抑制

※ 感染再拡大のリスクは拭えず、その場合はダウンサイドリスクあり

<日本経済に及ぼす影響>

○ 日本経済を下押しする主要経路は、

①消費自粛によるサービス需要減（対個人サービス、宿泊・娯楽業、運輸・郵便業）

②中国の供給途絶・需要減、③円高（電子部品や電気機械、機械類）

○ 飲食店、宿泊業、娯楽業は、非正規が過半数を占めるため、需要減による雇用への影響が出やすい

⇒ 経済対策を打つ場合は、個々の事業に合った実施のタイミングが重要

慶應義塾大学客員教授（東京財団政策研究所研究主幹） 小林慶一郎 様

新型コロナウイルス対策をどのように進めるか？

株価対策、生活支援の給付・融資、社会のオンライン化による感染防止

<都における経済対策の案>

○ 感染拡大の防止

・オンライン診療の普及など

○ 経済的インパクトの軽減

・家計への無審査の生活資金融資（マイナンバーカードで管理）

○ 長期的な産業構造変化の促進

・社会のデジタル化への支援

（行政サービス、教育、就労、企業活動などの環境整備への補助）

・事業転換の支援策、事業主の引退支援

・事業承継の支援

東京都中小企業の景況（抜粋）

— 令和2年3月調査 —

令和2年3月23日
産業労働局

《2月の景況》

業況：新型コロナウイルス感染症の影響等により悪化 見通し：感染の影響を懸念し非常に大幅な悪化

◎ 2月の都内中小企業の業況DI（業況が「良い」とした企業割合－「悪い」とした企業割合）は、当月▲41（前月▲32）と新型コロナウイルス感染症の影響等により悪化した。

今後3か月間（3～5月）の業況見通しDI（当月（2月）に比べて「良い」とした企業割合－「悪い」とした企業割合）は、当月▲54（前月▲24）と感染の影響を懸念し非常に大幅な悪化となった。

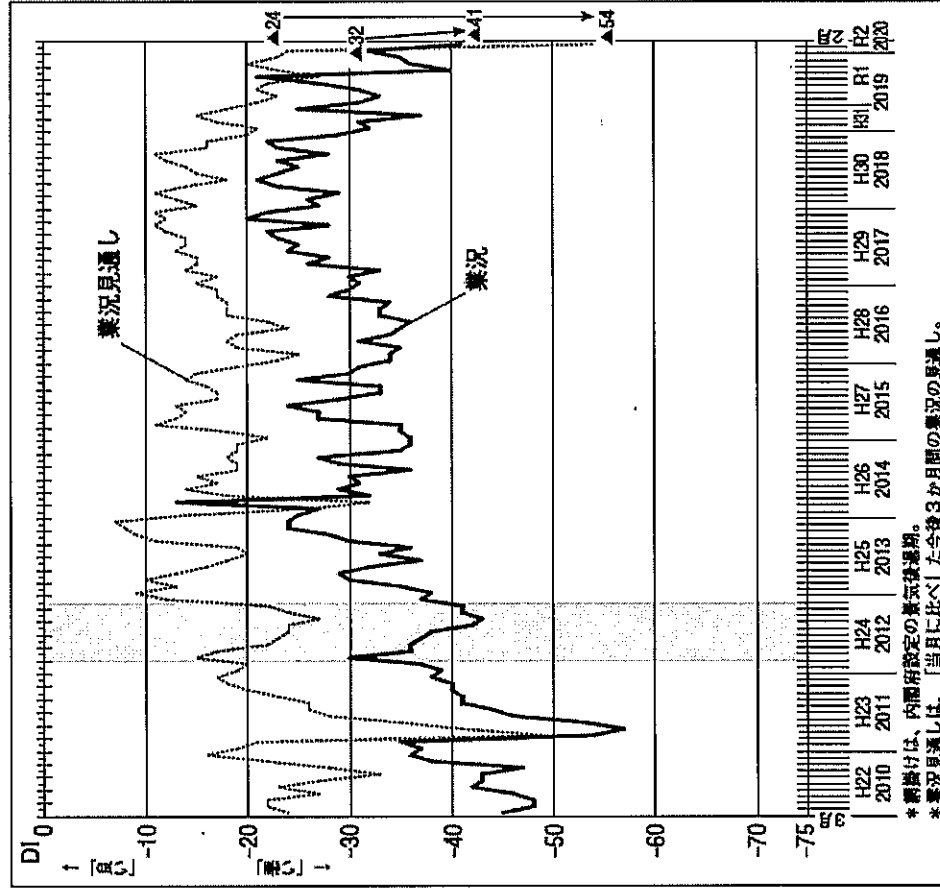
<付帯調査>

●新型コロナウイルスの流行にともなう経営や事業活動への悪影響について

分類項目	回答数 (回答率)
悪影響あり	774 (78.3%)
悪影響なし	214 (21.7%)
計	988 (100.0%)

業況DI・業況見通しDI（全体）

(季節調整済DI)



新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 3月22日12時時点）

国	感染者数	死亡者数
中国	81,054	3,261
イタリア	53,578	4,825
スペイン	25,496	1,381
米国	25,493	307
イラン	20,610	1,556
ドイツ	16,662	46
フランス	14,459	562
韓国	8,897	104
スイス	6,113	56
英国	5,018	233
その他	40,122	590
合計	297,502	12,921

※ 176の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 3月22日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
北海道	158	6
愛知県	132	16
東京都	130	4
大阪府	108	1
兵庫県	81	4
神奈川県	61	4
埼玉県	41	0
千葉県	40	0
新潟県	22	0
京都府	19	0
その他	115	1
合計	907	36

※チャーター便帰国者11名、空港検疫4名、無症状病原体保有者121名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 138名（3月22日18時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者 135名（うち死亡者4名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月10日 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
3月14日 「新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議

1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日	新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣

- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着

※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着

東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた145名について、2月14日に検査

を実施した結果、1名が陽性

〈第4便〉

- ・ 2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・ 体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財)東京都保健医療公社 荏原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）
- ・ 経過観察のために宿泊施設に滞在していた195名について、2月21日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第5便〉

- ・ 2月17日6時50分頃、羽田空港に65名が到着
東京消防庁から計8隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（事務等）を派遣
- ・ 体調不良の方2名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
都立墨東病院	1名
都立多摩総合医療センター	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）
- ・ 経過観察のために宿泊施設に滞在していた63名について、3月2日に検査を実施した結果、全員陰性

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・ 712名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へこれまでに204名受入れ
- ・ 2月14日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク20万枚を提供

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載
(3月18日現在)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設(3月3日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策(第三弾)を発表(3月12日)

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限(現行3月16日)を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限(現行3月16日)を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信(多言語対応)
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ(日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語)を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載予定

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策については、別紙のとおり

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応

- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

テレワーク

テレワーク導入モデル体験事業

テレワーク導入を検討している都内中堅・中小企業等を対象に、テレワークを体験できる機器を無償貸与することにより、テレワークのメリット・効果を体感できる機会を提供します。(貸与期間は1か月程度)

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課

TEL: 03-3868-3401



詳細は次ページ
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。

テレワーク

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

都内中堅・中小企業に対し、感染症の拡大防止対策としてテレワークを導入する場合には、その機器やソフトウェア等の導入経費を助成します。

◇ 助成対象

機器等の購入費、機器の設置・設定費、保守委託等の業務委託料、
導入機器等の導入時運用サポート費、機器のリース料、クラウドサービス等ツール利用料

◇ 助成金上限/助成率

限度額：250万円/助成率：10分の10

◇ 申請資格

常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
※東京都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」への参加が要件です。(その他要件あり)

◇ 申請受付期間

令和2年5月12日(火曜日)まで(申請書類は郵送で提出。締切日必着)

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課

TEL: 03-5211-2397



詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。

テレワーク

テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

<お問合せ先>

東京テレワーク推進センター

TEL: 03-3868-0708



詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。

企業の皆様、はたらく皆様へ

新型コロナウイルス感染症 に係る緊急支援策

東京都産業労働局

事業の詳細等については、各ホームページ等で最新情報をご確認ください。



産業労働局ホームページ
(特設ページ)

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください。

資金繰り相談・経営相談

相談時間は平日9時00分～17時00分、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。

※3/17～3/31は、平日19時30分まで時間を延長して相談に応じます。
(延長に関する相談については受付終了時間19時)

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰りに関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 (東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側)

<電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

(東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰りに関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談(契約トラブル等)

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

※法律相談となる場合は、平日13時～15時(事前予約制)となります。

労働相談

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメント等のご相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110 (東京都ろうどう110番)

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日9:00～20:00/土曜9:00～17:00

金融支援

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置2年以内）設備資金15年以内（据置3年以内）
融資利率	1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）
信用保証料	都が全額を補助

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスケジュールを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。（借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内）
信用保証料	都が全額を補助（一定の要件に満たない場合には3分の2）

危機対応融資 ～感染症の影響で売上が急減している事業者～

売上1.5%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円） ※一般の保証枠とは別枠
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.5%～2.0%以内
信用保証料	都が全額を補助

<お問合せ先>

産業労働局 金融部 金融課

TEL: 03-5320-4877



詳細については
産業労働局ホームページを
ご参照ください。

休業等への対応

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。
(1社5回まで、1回あたり原則2時間以内。無料)

◇ 内容

- ・「雇用調整助成金」の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)に関すること(申請手続き及び制度整備等)
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること(申請手続き及び制度整備等)

<お問合せ先>

労働相談情報センター 事業普及課

TEL: 03-5211-2248



詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。

休業等への対応

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組みむ都内中小企業に奨励金を支給します。(1事業所10万円)

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課

TEL: 03-6205-6703



詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。

経営支援

新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業を対象に、中小企業診断士等の専門家を派遣し、次のような課題に対し、経営改善等に向けたアドバイスを実施します。(1社4回まで。無料)

※「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業を対象に実施します。

- ・予約のキャンセルが多くなり、資金繰りに困っている。
- ・仕事が全くなかったため、社員への給与を支払えなくなった。
- ・中国に発注していた製造がストップしたため、急ぎ融資を受けたい。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
新型コロナウイルスに関する特別相談窓口

TEL: 03-3251-7881



詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。

休業等への対応

中小企業従業員融資 (新型コロナウイルス感染症緊急対策)

休業手当で資金の全額が補償されない場合があるなど、感染症等の影響による休業での収入減等に備え、中小企業の従業員向けに実質無利子の融資を行います。

融資限度額	100万円
返済期間・返済方法	5年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8% ※利率については全額都が負担
保証料	全額都が負担
申込先	中央労働金庫

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課

TEL: 03-5320-4653



詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。

令和2年 3月23日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～3月18日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等	
	疑い例 検査	接触者 調査	陰性 確認		
3,221	2,461	1,676	479	306	760

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
		軽症・ 中等症	重症			
1,848	138	103	94	9	4	31

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

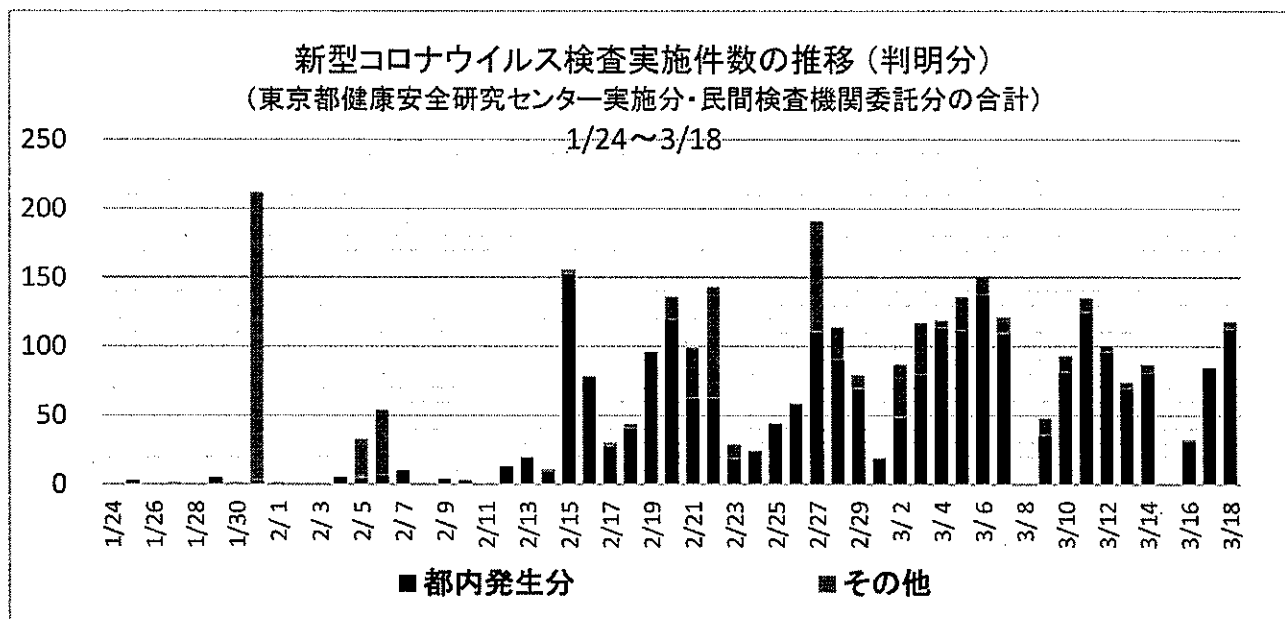
(注) 陽性者数は3月22日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

〈速報値〉

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
1/24	金	0	0	0
1/25	土	3	3	0
1/26	日	0	0	0
1/27	月	1	1	0
1/28	火	0	0	0
1/29	水	5	5	0
1/30	木	1	1	0
1/31	金	212	2	210
2/ 1	土	1	1	0
2/ 2	日	0	0	0
2/ 3	月	0	0	0
2/ 4	火	5	5	0
2/ 5	水	33	4	29
2/ 6	木	54	6	48
2/ 7	金	10	10	0
2/ 8	土	0	0	0
2/ 9	日	4	4	0
2/10	月	3	3	0
2/11	火	0	0	0
2/12	水	13	13	0
2/13	木	20	19	1
2/14	金	11	9	2
2/15	土	156	152	4
2/16	日	78	78	0
2/17	月	30	27	3
2/18	火	44	40	4
2/19	水	96	96	0
2/20	木	136	119	17

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
2/21	金	99	62	37
2/22	土	143	62	81
2/23	日	29	18	11
2/24	月	24	24	0
2/25	火	44	44	0
2/26	水	59	58	1
2/27	木	191	110	81
2/28	金	114	90	24
2/29	土	79	69	10
3/ 1	日	19	18	1
3/ 2	月	87	48	39
3/ 3	火	117	79	38
3/ 4	水	119	113	6
3/ 5	木	136	111	25
3/ 6	金	151	137	14
3/ 7	土	121	109	12
3/ 8	日	0	0	0
3/ 9	月	48	35	13
3/10	火	93	81	12
3/11	水	135	124	11
3/12	木	100	95	5
3/13	金	74	69	5
3/14	土	87	80	7
3/15	日	0	0	0
3/16	月	33	31	2
3/17	火	85	84	1
3/18	水	118	112	6
(累計)		3,221	2,461	760



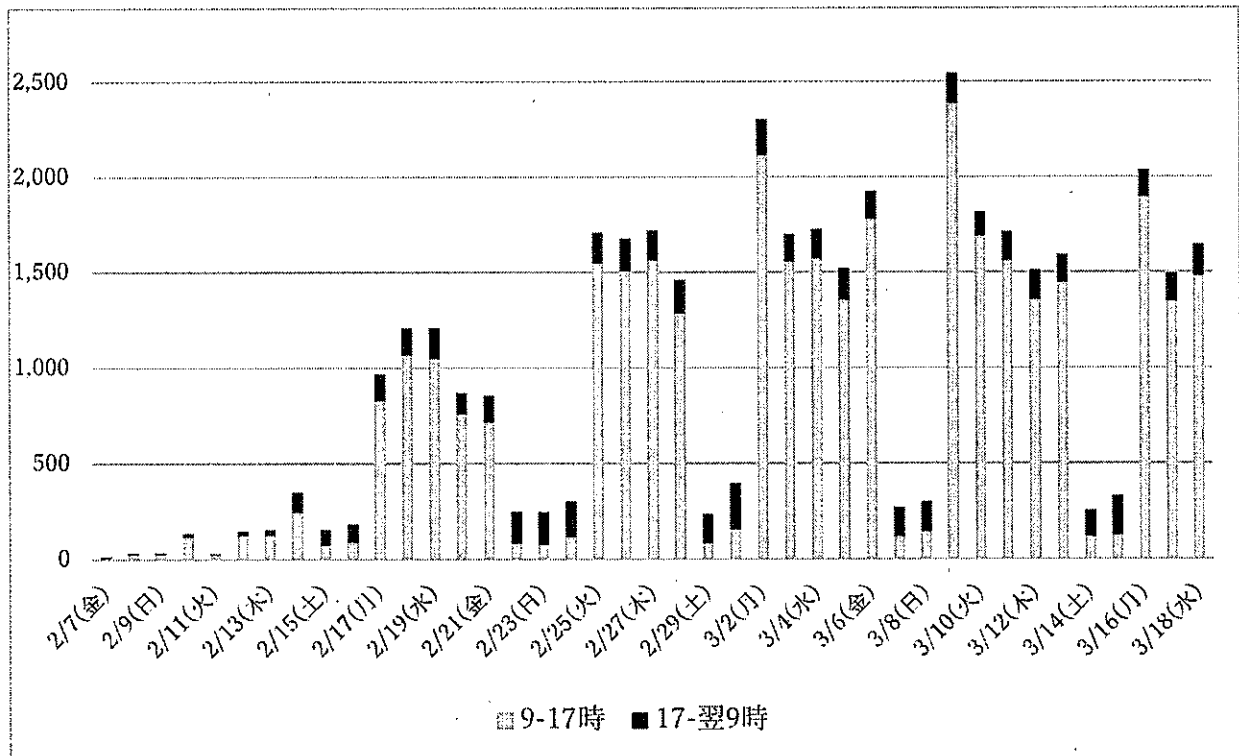
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

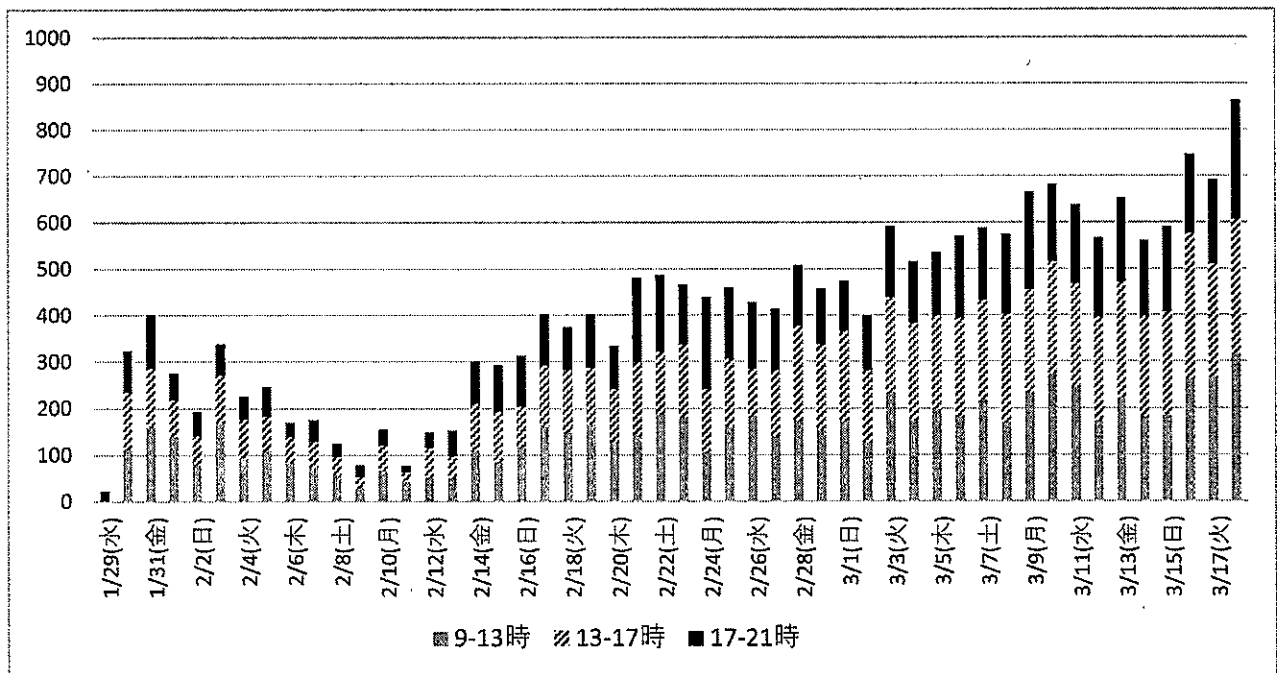
9-17時	33,677
17-翌9時	5,398
計	39,075

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する 電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	7,507
13-17時	7,203
17-21時	5,877
計	20,587

育成室の保育料の取り扱いについて

3月2日以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、育成室の利用児童の保護者に対してテレワークや休業等を依頼し、可能な限り在宅での保育をお願いしているところである。育成室の登室率も60%～70%で推移しており、保護者の協力も一定、見られている。

併せて、国より保育園の保育料の返金が方針と示され、本区においても日割りで保育園を欠席した日数に応じて、保育料を返金するといった対応を行うことが決定されている。

なお、他区の状況においても

全額返金 3区、一部返金 9区、返金なし 5区、検討中 3区
となっており、過半数が何らかの形で保育料の返金を行う方向で、対応を行っている。
以上のことから、育成室の保育料について以下のように対応する。

- ① 対象期間 当面は3月1日～3月31日までの3月分の保育料を対象とする
※4月以降の保育料については、育成室の登室自粛の状況を確認した上で決定する。
- ② 計算方法 3月中の開室日数21日（月曜日から金曜日まで【祝祭日除く】）で納付された3月分の保育料を除し、欠席日数を乗じて算出する

(公財) 文京アカデミー アカデミア講座等

2019年度後期IIアカデミア講座の未実施分：中止 (返金)

講座名	会場	定員	未実施分	延日期程	受講料・教材費	備考
イギリス恋愛詩鑑賞	学習室	40人	3回/全5回	4/2・9・23	受3,300円・材2,400円	
ゲーテとドイツ文学入門	学習室	40人	2回/全4回	4/9・23	受1,700円	
古代オリエントの都市	学習室	40人	1回/全5回	4/3	受3,500円	
本と人の文化史	学習室	30人	1回/全4回	4/18	受2,200円・材200円	
仏像のきほん	学習室	40人	1回/全4回	4/16	受2,400円	
日本美術入門講座	学習室	40人	1回/全5回	調整中 (何時でも可)	受3,000円・材500円	
ふだんのご飯で薬膳入門	日本中医食養学会	16人	1回/全3回	4/3	受4,500円・材3,000円	実習講座 (調理)
外国人おもてなし英会話講座	東洋学園大学	20人	2回/全8回	4/8・15	3,000円	
基礎から学ぶクラシックギター	レクホール	15人	2回/全6回	調整中 (何時でも可)	受2,000円	【区民P】 演奏指導あり
文京区で花のある暮らし	アトリエ	15人	2回/全4回	調整中	受2,000円・材6,000円	【区民P】 実習講座 (フラワーアレンジメント)
もういちど高校英文法	アトリエ	18人	2回/全5回	5/2・16	15,800円	【財団自主】

受：受講料/材：教材費

2020年度前期アカデミア講座開講までのスケジュール

- ・ 講座申込期間：2月25日 (区報発行日) ~3月27日 (金) 往復はがき又はインターネットによる申し込み
- ・ 当選・落選通知の発送：4月3日 (金) 予定

2020年4月開講のアカデミア講座等

講座名	会場	定員	全体回数	開講日	受講料・教材費	備考
いきいきアカデミア (2年次)	学習室	60人	共通受講5回	4月15日 (水)	1年次にまとめて支払い	5月連休明けからの日程に変更し周知済み。
身体のポテンシャルを引き出す エクササイズ【朝活】	レクホール	20人	全4回	4月24日 (金)	受4,800円	応募状況：5人 (3/23現在) 応募状況をみて後期日程への変更を検討する。
「マリー・アントワネットの衣裳 部屋」ひもとく	日本女子大学	30人	全3回	4月27日 (月)	受3,500円	応募状況：25人 (3/23現在) 5月連休明けからに日程変更し当落通知時に周知する。

(公財) 文京アカデミー 主催・共催事業 (3月24日～4月30日)

2020.3.24現在

月日	曜	時間	会場	内容	定員等	チケット料金等	対応	備考
----	---	----	----	----	-----	---------	----	----

ホール関係事業

主催	3	29	日	11:00～ 14:00～	大ホール	新沢としひこ&ケロボンス ファミリーコンサート	各日 1,200人	子ども：500円 大人：1,000円	×	対応中 (払い戻し期間：3/16～4/24)
	4	20	月	12:10～	小ホール	フレッシュ名曲 ランチタイムコンサート	325人	無料	×	響きの森シリーズのキャンペーンコンサート (5/26に日程変更、調整中)
		24	金	19:00～	大ホール	サンクトペテルブルグ・フィル	1,800人	18,000円～6,000円		
共催	3	28	土	15:00～	大ホール	響きの森クラシックシリーズVol.71	1,800人	5,000円～3,000円	×	東京フィル主催 (シリーズ全4回中の1回)
	後援	2	木	13:00～	大ホール	ジャパン・フェスティバル・バレエ団	1,200人	5,000円・3,000円	主催者決定	
12		日	13:30～	大ホール	橘秋子バレエ学校 学校公演	1,200人	5,500円・4,500円			
後援	4	18	土	11:00～	大ホール	ジャパンダンスコンペティション	1,200人	1,000円		
	19	日								橘秋子記念財団
共催	30	木	12:00～	大ホール	宝塚歌劇 雪組公演「NOW ZOOM ME!!」	各回 1,800人	9,500円・6,000円	×		20周年記念事業 5/10 (日) まで全15公演
	5	10	日							

その他施設

3	25	水	12:15～	区民ひろば	第280回シビックコンサート	200人	無料	×	
	17	金	13:30～	レクホール	シビックシネマサロン	100人	無料	×	
4	22	水	12:15～	区民ひろば	第281回シビックコンサート	200人	無料	×	7月に延期で調整中

令和2年3月19日

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

自主的にお休みした場合の基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。文京区では、感染の機会を減らすことを目的とし、令和2年2月28日付の文書にて、保護者の皆様にも対応のご協力をお願いし、3月10日付の文書にて新型コロナウイルス感染症対策に伴う区のお願いにより自主的に6日以上お休み（以下、「自主休園」という）をした場合の、3月分の基本保育料の日割り計算について、お知らせをしたところです。

この度、内閣府等の方針を踏まえ、「3月分の自主休園の必要日数を6日以上から1日以上に変更する」とともに、4月分についても同様の対応をすることとしましたため、下記の通りご連絡いたします。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 区からのお願い（令和2年2月28日付文書から抜粋）
感染症拡大を防止するため、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力ください。
- 2 対象期間
令和2年3月2日（月）から4月30日（木）まで
※6日以上要件がなくなりましたので、3月2日以降で自主休園が1日以上ある方は対象となります。遡って算入しますので、対象の方は速やかにご提出ください。
- 3 対象施設・事業
 - (1) 認可保育所
 - (2) 認定こども園
 - (3) 小規模保育事業
 - (4) 家庭的保育事業
 - (5) 事業所内保育事業（地域枠）
 - (6) 定期利用保育事業
 - (7) 春日臨時保育所
 - (8) グループ保育室こうらく
- 4 基本保育料の取扱いについて
区からのお願い（令和2年2月28日付文書）に基づき自主休園を行った場合は、保護者の方へ裏面の計算式に基づき算出した金額を還金（返金）します。

【還付(返金)額=ご自身の基本保育料×自主休園した日数(※)÷25日(10円未満切捨て)】

※ 4月の1か月間で、1日も登園しない場合は、自主休園の日数を25日として計算します。

※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めることは出来ません。

5 基本保育料還付(返金)の手続きについて

基本保育料還付(返金)の手続きは、以下の書類をそれぞれ提出期限までにご提出ください。

(1) 還付請求書(4月分)【5月11日(月)までに区へ直接提出】

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階

(2) 休園予定兼確認書(4月分)【3月30日(月)までに園に提出】

※3月30日に間に合わなかった場合は、お早めに提出してください。

※区へは園が提出を行います。

※自主休園6日以上要件が無くなったことにより、3月分の休園予定兼確認書を提出する場合は、速やかに園へご提出ください。(3月分の還付請求書は4月10日までに区へ直接提出)

6 振込予定

8月初旬を予定しております。

7 その他

(1) 還付(返金)額は、基本保育料となります。

(2) 基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。期間終了後、文京区において休園状況を確認し、指定の口座へお振込みいたします。

(3) 自主休園を連続する2週間以上される場合は、文京区幼児保育課入園相談係に「休園届」をご提出ください。(この場合、2か月の休園期間上限は適用いたしません。)

(4) 園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。(臨時休園日数に応じて、基本保育料の還付(返金)を行います。)

(5) 本対応は4月末までを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況または、保護者の方のご都合により自主休園期間が変更となる場合があります。

(6) 「5 基本保育料還付(返金)の手続きについて」の書式は、以下の URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html> または QR コードからも確認出来ます。



8 問い合わせ

(1) 区立保育園に関すること

幼児保育課幼児保育係 TEL 03-5803-1189

(2) 私立保育園に関すること

幼児保育課保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845

(3) 基本保育料還付(返金)の提出に関すること

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190

令和2年3月19日

令和2年4月に入園される園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の対応について

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。そのため、文京区の保育園では、感染の機会を減らすことを目的とし、各園で下記のとおり対応することとしています。保護者の皆さまにおかれましても、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後も各園ときめ細かく情報共有を図り、必要な連絡をまいりますので、皆さまにおかれましてもご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対応について

(1) うがい、手洗いの励行

日頃からの衛生管理をしっかりと行っております。
保護者の皆さまもご協力をお願いいたします。

(2) 体温の確認

保育園職員は出勤前に体温・体調確認を行います。
お子さまの体温や体調についても確認にご協力をお願いします。

(3) 登園の停止、見合わせ等

発熱(37.5℃以上)や倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまでは登園できません。

それ以外の場合でも、体調がすぐれないときは登園をお控えください。

園児本人の発症の他、ご家族で新型コロナウイルス感染症が発症された等、園児やご家族が濃厚接触者となる場合は登園できません。

(4) 行事等の中止・縮小

自園以外の集団との接触を避けるため、行事等の中止や縮小を行います。
(公共交通機関を利用した移動、屋内施設への遠足、不特定多数による飲食等)

(5) 集団形成の縮小

通常保育で形成される集団(クラス、園)以上に人が集まらないようにします。
(保護者会等の会合の中止、行事の観覧の規模縮小、他園との交流の中止等)

自宅待機等により仕事をお休みされる場合はご自宅で保育をお願いします。また、産休・育休等でご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力ください。

(6) 園をお休みされる場合

新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を目的とした園児のお休み（以下、「自主休園」という。）について、連続する2週間以上休園する場合は文京区幼児保育課入園相談係に「休園届」をご提出ください。

（この場合、2か月の休園期間上限は適用いたしません。休園期間中の保育料の取り扱いは、別紙「自主的にお休みした場合の基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて」をご確認ください。

***新型コロナウイルス感染症の対応のため自主休園し、家庭で保育するために4月に育児休業から職場復帰する予定を延期する場合は、内閣府等の方針を踏まえ、4月の在園資格を保証いたします。**

(7) 臨時休園

園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。

お子さま及びご家族の皆さまにおかれましては、体調にご留意いただき、体調がすぐれない場合は、無理をせずにご自宅で休養してください。なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される場合は、「帰国者・接触者電話相談」（文京保健所：03-5803-1824（土日祝除く9時～17時）、それ以外の時間は合同電話相談センター：03-5320-4592）にお問い合わせください。

《問い合わせ》

区立保育園に関すること

幼児保育課幼児保育係 TEL 03-5803-1189

私立保育園に関すること

幼児保育課保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845

基本保育料還付（返金）の提出に関すること

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190